

平成24年11月5日

第29回総務大臣と指定都市市長との懇談会

午前11時17分開会

司会（事務局長） 皆さんおそろいでございますので、定刻前でございますけれども、ただいまから総務大臣と指定都市市長との懇談会を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます指定都市市長会事務局長の広瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、指定都市市長会を代表いたしまして、会長であります矢田神戸市長からごあいさつを申し上げます。

神戸市長 きょうは大変お忙しい中、お時間をいただきましたことに、まず感謝を申し上げます。指定都市市長会の会長を仰せつかっております神戸市長の矢田でございます。

きょうは、樽床総務大臣を初め多くの総務省幹部の皆様方にお集まりいただきまして、このように政令指定都市市長との懇談会を開催していただけたということで、厚く御礼を申し上げます。日ごろ、指定都市を初めとする地方自治体の行政運営の推進及び地方の発展につきまして多大なご支援、またご協力をいただいておりますが、この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

私ども指定都市市長会は、平成15年末に、指定都市が一致団結して大都市圏固有の課題に取り組んでいこうということで、また、真の地方分権を実現しようという思いで発足をしました。当初13市でスタートいたしましたが、本年4月に熊本市が加わりまして20市になってございます。発足以降、我々指定都市は、大都市制度を取り巻くさまざまな課題に対しまして迅速かつ果敢に取り組んでいくことによりまして、地方全体を牽引する役割を果たしてまいりたいと考えておりますが、現在も引き続き、地方主権改革の推進、また、多様な大都市制度の実現などに積極的に取り組んでいるところでございます。

そうした中、現在、地方制度調査会におかれまして、都道府県から政令市へ事務と税財源の移譲を可能な限り進めるといったふうに大都市制度のあり方について検討をいただいております。私たちは、大都市が我が国の成長戦略拠点として成長いたしまして、地方の創意工夫によりまして自立的な行政運営が可能となる、そうした中で地域主権の理念にふさわしい大都市制度の確立を求めているところでございます。今後さらに議論が進みまして、具体的に移譲されます税財源、あるいはスケジュールなどが明示されるなど、我が国にとって必要な大都市制度の創設が確実に進められていることを期待して

ございます。

そうした中で、本日は、限られた時間ではございますが、こういった懇談会が持てましたことを本当にうれしく思っておりますし、また、この会が有意義なものになりますよう、そして議題につきましては、また地方制度調査会の現状も含めまして、忌憚のない意見交換をお願いさせていただきたいと思っております。

甚だ簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

司会 続きまして、樽床総務大臣からごあいさつをちょうだいしたいと存じます。

総務大臣 ご苦労さまでございます。この10月1日に総務大臣に就任いたしました樽床でございます。きょうは大島副大臣、稲見、石津両政務官、また役所のほうからも幹部が同席させていただいております。貴重な時間でありますので、冒頭簡単にごあいさつを申し上げさせていただいて、皆さん方からのご意見を承る時間をできるだけ長くとらせていただきたいと思いますと思っております。

そういった中で一言だけ申し上げますと、私、この間まで党のほうで仕事をさせていただいております、その間にも政令市の皆さん方からさまざまな意見をいただいております。党から政府に立場は変わったといえども、これまで言ってきたことと自分の言行は一致していかなきゃならぬ、このように思っております。そういう前提で皆さん方のご意見を賜ればと思っております。

さらに、実は私は、初めて選挙に出ましてからもう25年近く経過いたします。7回衆議院選挙を自分自身でもやりました。結果は2回ほど失敗しておりますが、一貫して地域主権の確立ということを言い続けてまいりました。ですから私自身にとりましても、民主党政権にとりましても、地域主権というのは一丁目一番地の政策であると思っております。地域の核がなければやはりそれぞれの地域は締まらないわけですから、そのためには政令市の皆さん方が近隣の皆さん方と一緒にその地域を運営していただく核になっていただきたい、そんな思いでございます。

その他、一体改革についてのご理解、ご協力等々、役所的にいいますといろいろありますが、すべて省略をいたしまして、あとは皆さん方の貴重なご意見を賜って意見交換をさせていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがと

うございました。(拍手)

司会 総務大臣、ありがとうございました。

本日ご出席の皆様方につきましては、お手元に名簿をお配りさせていただいております。時間の都合もございますので、ご紹介は省略させていただきます。

報道関係の皆様にお願いですけれども、カメラ撮影はここまでとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、懇談に入らせていただきます。

なお、これ以降の進行につきましては矢田会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

神戸市長 それでは、これから私のほうで進行をさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

早速議題に入らせていただきたいと思います。次第についてでございますが、2つの議題につきまして、指定都市市長会を代表いたしまして副会長からそれぞれ発言をさせていただきます。議題ごとに総務大臣のご発言をちょうだいできればと存じております。

1つ目の地域主権の推進につきまして、まず地域主権推進部会部会長でございます阿部川崎市長から発言をさせていただきます。阿部市長、お願いたします。

川崎市長 大臣、ありがとうございます。川崎市長の阿部でございます。地域主権改革の推進について一言申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、地域主権推進大綱ですけれども、私ども、大いに期待をして待っていたのですが、なかなか姿が見えないということで、ぜひ進めていただきたいと思います。なお、策定に当たりましては、義務付け・枠付けの見直しですとか基礎自治体の権限移譲などに係る個別具体的な措置についてお示しいただきたいと思います。

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡充についてでございますけれども、第2次勧告に記載されたもののうち、一括法等により実施されていないものなどについて、さらなる見直しを実施する必要があるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。その際には、原則として従うべき基準の設定をしないことが必要であると思っておりますので、あわせて既に設定されたものの見直しも行うようお願いいたします。

次に、基礎自治体の権限移譲ですけれども、第1次勧告に記載されたもののうち、一括法等により実施されていないものですか地方からの提案によるものなどの移譲の実施についてお願いしたいと思います。例えば2つほど申し上げますけれども、1つは都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定でございます。もう1つは教職員の給与負担、教職員定数、教職員配置等包括的な権限の移譲についてお進めいただきたいと思っております。また、教職員の給与負担の移譲に伴う財源について検討していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それから、国の出先機関の原則廃止についてでございますけれども、全国市長会から広域連合への移譲に対して反発があってなかなか進まない状況は理解しておりますけれども、原則廃止に向けた工程を提示していただきたいと思っておりますし、具体的な移管に向けた取り組みを着実に推進していただきたいと思っております。

ハローワークについては、既に実施している国と地方の一体的な取組ですとか、既に開始された特区に係る成果と課題について早急に検証を行って、権限移譲を実現していただきたいと思っております。ハローワーク関係については、国の機関と政令市との間で非常に順調に進んでいるように私は思っておりますので、それを進めていただきながら、本格的に今後の地方分権改革を進めていただきたいと思っております。

それから、地域自主戦略交付金についてですが、これは後ほど京都市長からまた発言があると思っておりますので、よろしくお願いたします。平成25年度の概算要求について、前年度比90%という組み替え基準があって、その枠の中でありましてけれども、日本再生戦略に基づく重点要求にも挙げていただいた上で、平成24年度を上回る7,093億円が要求されていることを評価したいと思っております。また、平成24年度中においても、経済危機対応・地域活性化予備費を活用して208億円が追加されております。この地域自主戦略交付金は非常に使い勝手がいい形になっておりますので、ぜひこの額の確保と対象枠の拡大ですね、限定された枠でございますので、枠の拡大を今後ともお願いしたいと思います。

これまで指定都市の要望を受けとめてご尽力いただいていることに感謝を申し上げたいと思っております。今後も引き続き地域主権改革の趣旨に沿って、私どももみずからの責任と判断によって、地域の実情に合わせて有効に活用をしていきたいと思っております。指定都市としても総額の確保に向けて全力を挙げて取り組みたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

神戸市長 阿部市長、ありがとうございました。

次に、門川京都市長より発言をさせていただきます。門川市長、お願いいたします。

京都市長 樽床総務大臣、本当にありがとうございます。また、副大臣、政務官初め総務省の皆様、ありがとうございます。地域主権改革に最も理解のある、強力に進めていただけた大臣と大いに期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

今、神戸市長、川崎市長からお話がありましたけれども、とりわけ地域自主戦略交付金のことについて私から申し上げたいと思います。

指定都市への導入が今年度から始まりました。そして率直に言いまして使いやすくなりました。事業選択に当たりまして国の事前関与が縮小し、所管の省庁の枠を超えて地域の实情に応じて必要な事業を優先的に実施できるようになりました。また、自治体間の財政力による調整は行わないなど指定都市が要望してきたことも一定反映され、真の分権型社会の実現に向けて一歩前進した。このように思って評価しております。

そこで、大きく2点。1点は総額の確保でございます。都市ごとに見込額と交付額を比較した場合、必要な総額が確保されていない。使いやすくなったけれども縮小された、こういうことになっております。京都市の例で申し上げますが、今年度の当初予算で51億7000万円の交付を前提に予算を編成しました。実際は40億8000万円。予算計上額の79%であり、10億9000万円の歳入不足が生じまして、予算事業の大幅な縮小、おくれ、立ち往生、こんなことが起こっております。この制度を活用して地域の自主性を高めていくためには、やはり総額の確保ということが各自治体において極めて大事であります。今阿部市長からも申し上げました。来年度、全体が9割という中で、日本再生戦略による重点要求分を生かしていただいて5%増という要求をしていただいておりますが、これを確実にとっていただく。同時に補正の機会もあろうと思っております。しっかりと補正も含めて、総額の確保へ向けてより一層のご尽力を賜りたいと思っております。必ず実現していただける大臣だと期待しておりますので、よろしく願います。

もう1つは制度の改善の要望でございます。1つは位置づけの明確化。これはあくまでも税源移譲までの経過措置と位置づけていただきたいと思います。その上で税源移譲までの工程を明らかにしていただきたいと思います。これが1点でございます。その上でより一層、地域主権型社会を実現していく、自由度が高く活用しやすい制度になるように制度の改善もお

願いたいと思っています。

2点申し上げたいと思っています。継続事業の算定方法の見直しと客観的指標による配分割合の拡大、これらについて改善が必要だと思えます。これも京都市の例で申し上げますと、たまたま23年度の事業が端境期で少なかった。それをベースにされてしまったために、今年度、どんと落ちてしまった。こういうことが起こるわけでございます。もう詳しい説明は省略しますが、前々年度55億円あったのが、前年度37億円だった。そこから継続事業の算定が始まる。こういうことが非常に課題であろうかと思えます。算定方法の見直しと道路の総延長といった客観的指標による、配分割合の拡大を、願いたいと思えます。

指定都市での初めての適用でございましたので、いろんな課題があつて当然だと思えます。それらについて指定都市の、また各自治体の実情をしっかりと反映していただいて、制度のより一層の充実、とりわけ総額の確保についてよろしく願います。

神戸市長 門川市長、ありがとうございました。

それでは、樽床大臣からこの議題につきましてご意見いただければと思えます。

総務大臣 ありがとうございます。まず、大綱の策定ですが、これにつきましては年内を目標に頑張っておりまして、私の現在の認識では、急ピッチと言われるほどのものではないかも知れませんが、着実に進んでいるというふうに認識をしておりますので、そう遠くない時期に、皆さん方にいろんな段階でお示しできるのではないかと考えております。まず我々としては地域主権戦略会議という総理が議長になっておりますものがありますので、そこでも議論をいただかなければならないと思っております。その会議の議論に付すことができるものだと今進んでいると認識を持っておりますので、よろしく願います。

それから、特に地域自主戦略交付金のことではありますが、今京都市長からもおっしゃいましたように、初めてやったと。そこでこういう点、こういう点、いろいろ問題点があつたというのはまさに率直なご意見だと思えます。初めてやって、初めから100%パーフェクトにできるというほど国もうぬぼれてはおりませんので、やってみて、ここはこういうところに問題があつたよというところまで率直にお聞かせいただいて、よりよいものにしていきたいと思っております。個別具体的にもいろいろ聞いておりますが、今お話しした

だいたようなことも含めて大体認識させていただいておりますので、遠慮なくご意見を我々のほうにお伝えいただきたいと思っております。別に我々政務三役だけじゃなくて役所のほうも、しっかり言っていただいたら、ちゃんと皆さん方の声は受けとめるようにとっておりますので、ご遠慮なく言っていただきたいと思っております。ただ、全体の枠等々いろいろありますから、全部が100%成就できるというわけにはいかないかもしれませんが、最大限の努力はして、使いやすいための交付金でありますから、使いやすいように努力をしていくということでもあります。

それから、具体的には教員の皆さんの問題とか、区画整理の話とか、ハローワークとかありました。基本的に認識をしております。あとは関係者の方といろいろ相談をしながら、どこまで前に進めることができるのかということであろうかと思っております。

それと結局、政令市の中でも規模が一番大きなところと、小さなところと言ったら失礼ですが、3倍ぐらい人口差があるというのが現実ですね。皆さん方の近隣の市町村と政令市ともまた大きな差があります。ですから我々としては、政令市だけで全部が完結するわけではございませんので、どこまでが政令市に適したもので、それ以上のものになると政令市にはいいけれども、近隣のところとちょっと整合性がとれないとか、いろいろあるんだろうと思っております。そこら辺のことをしっかり見ながら、できるだけみんながいいように進めていきたいと思っておりますので、重ねて率直な意見交換をさせていただけたらと思っております。我々は、なるべく財務当局のようなかたいことを言わないようにしたいと思っておりますので、遠慮なくお申し付けいただければと思っております。

それから、地域自主戦略交付金もそうありますが、地方の皆さん方の全体の額、交付税プラス総額の確保について、3年間は総額を確保するということはもう閣議決定で政府の方針でありますから、これにつきましては何としても総額を確保していくことに向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

大体ざくっとした返事であったかもわかりませんが、決意だけはご理解いただいたものと思っております。

神戸市長 総務大臣、どうもありがとうございました。

次に2つ目の議題といたしまして、大都市制度についてでございます。最初に大都市制度検討部会部会長でございます林横浜市長から発言をさせていただきます。林市長、お願いいたします。

横浜市長 樽床総務大臣、今日はこのようなお時間を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

では初めに私から、お手元にお配りしております、多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会の要請文についてご説明させていただきます。

指定都市市長会では、これまでも住民に最も身近な基礎自治体優先の考えのもとで、住民がよりよい行政サービスを受けられるように、基礎自治体でもある指定都市に大幅な権限と財源の移譲などを求めております。しかし、現行の指定都市制度では、大都市の潜在能力を十分に発揮することができない状況にあります。大都市が抱える諸課題を解決するためには、各地域の実情に応じた多様な大都市制度を整備し、早期に実現させる必要があると私どもは考えております。国の地方制度調査会には、私も臨時委員として参加しておりますが、これまでほとんど議論されてこなかった大都市制度のあり方や指定都市制度の改革について、建設的な議論も行われております。

そこで、1つ目といたしましては、特別自治市など多様な大都市制度の早期実現を図っていただきたいというお願いでございます。

地方制度調査会でも、特別自治市を創設する意義について異論はありません。実現に向けた課題もある程度整理されてはいますが、課題の解決に向けて慎重に議論する必要があるわけです。しかし、これらの課題は、国、都道府県、指定都市が協力し、知恵を絞ることで私は解決できると思います。課題を解決するための処方せんをまとめて、早急に実現を図っていくべきと考えます。

私は、これまで我が国の経済成長を牽引してきた大都市が、引き続き日本の活力を維持する役割を果たして、海外の大都市との都市間競争に勝ち抜くためには、権限と財源の移譲にとどまらずに、特別自治市など多様な大都市制度を創設すべきと考えております。国民の皆さんの注目が集まっている今だからこそ、時期を逃すことなく、早期に創設していただきたいと思います。

次に2つ目といたしましては、二重行政を解消するため、まずは都道府県が処理している土地利用分野及び対人サービスの分野を中心とした事務と税源を指定都市へ移譲していただき、速やかに二重行政の解消を図っていただきたいというお願いです。

地方制度調査会の議論でも、指定都市への権限、財源の移譲の必要性がまとめられています。できるところから1つずつでも進めていくことは、国民の皆さんに指定都市制度

改革のメリットをお示ししていくことにもつながってまいります。こうした指定都市制度改革は、スピード感を持って取り組むべきだと考えます。総務省におかれましても、地方制度調査会で議論されている県費負担教職員制度の見直しや都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定などの都道府県事務の移譲については、税源の移譲とセットで、関係省庁間の調整を早期に進めていただきたいと思います。そして、遅くとも平成25年度中には結論を出していただきたいと思います。

本日の要請文は、大都市の厳しい現状を何とか打開したいとの指定都市市長会の考えを整理したものでございます。総務省におかれましても、制度創設に必要な法整備に向けて積極的に取り組んでいただいて、多様な大都市制度の早期実現に、ぜひともご尽力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

神戸市長 林市長、ありがとうございました。

次に、鈴木浜松市長から発言をさせていただきます。鈴木市長、お願いします。

浜松市長 それでは、よろしくお願いを申し上げます。大臣を含め政務三役の皆様におかれましてはかつての同志でございますので、きっと私の意見を同じ思いで受けとめていただけることだろうと思います。

私からは少し特別自治市についてお話ししたいと思います。こうした都市の制度を議論する場合は、これからこの国の形をどうしていくかという認識を共通にすることがとても大事だと思うんですね。ただ、今、広域行政体としての道州制をどうするかについては種々議論があるところであります。ただ、1つ言えることは、基礎自治体については究極に至るまで権限を移譲し、住民に一番身近な基礎自治体に財源、権限を付与して自立させていく。これは皆さん共通認識として持っていただけるのではないかなと思います。この特別自治市制度というのは、そういう認識に立てば、基礎自治体を自立させる究極の制度であると。基礎自治体の自立を促し、あるいは基礎自治体の自立を保障するとてもいい制度であると。かつて昭和22年に創設されました地方自治法にも特別市が明確に位置づけられていたわけでございます。

今の地制調の議論、どうも大都市と府県の二重行政を解消するところに論点があるように見えますけれども、私はそうではないと。これは政令市という大都市のための制度ではなくて、中核市、特例市も含めて一定の規模の基礎自治体を自立させていく、そのことを

促す制度であると。これによって究極的に、全国の自治体がすべて再編されれば、結果的に府県の役割はなくなって、新たな国の形に持っていけるということ。まずこれをぜひ認識をしていただきたいなど。

それから、よくこの議論をするときに、大都市だけ自立をさせるとその周辺に及ぼす影響が大であるということがございます。ただ一方で、先ほど政令市というのはいろいろありますよと樽床大臣からのお話もありましたとおり、私ども浜松市でありますとか新潟市とか、そういうところもぜひ注目をしていただきたい。例えば私どもの浜松市は、湖西市さんが今入っておりませんが、天竜川以西はすべて、12市町村が合併をいたしました。浜松市以外の条件不利地域と言われるところを全部合併して今の浜松市になりました。ですから今、過疎地域が4地域、限界集落は114あります。恐らく全国で一番限界集落が多い都市だと思えますけれども、管理道路は県道、国道、市道合わせて8400キロであります。2番目が横浜市さんの7400キロですから、圧倒的の日本一、管理道路を持っているのが浜松でありまして、浜松より多いのは北海道しかございません。ちなみに静岡県が2700キロであります。ですから浜松市は、基礎自治体でありながら、もう広域行政を担っていると言っても過言ではないと思えます。ですから、都市が独立をしたときに周辺に及ぼす影響がどうかというご懸念には及ばないのが私どもでありまして、そういう意味では浜松市のようなものが1つ全国のモデルになるのではないかと。我々もそうした気概を持って今取り組みをしています。

そうした中で、私どもから提案をいたしまして、今、知事と両政令市の市長でG3という会合を年に1回持つわけですが、そこで静岡県では、率先的に府県を廃止して道州制を目指していこうと。そのために基礎自治体を充実させる。その日本の先駆けとなるように、両政令市を特別自治市として独立させていく取り組みをしていこうという基本合意のもとに、県と両政令市で実務者の検討会を設置いたしました。そこで今、フェーズ1、フェーズ2、フェーズ3に分けて検討をしております。フェーズ1は、現行制度の中でできることは何かあるかということでありまして。フェーズ2が、特別自治市が法制化されたときにどうか。そしてフェーズ3は、道州制を含めて新しい国の形が定まったときにどうか。3つの段階に分けて議論をしていきたいと思います。現実的には今、現行制度下で何ができるかということについて議論をしております。県からいろんな権限を移譲し、税源は今移譲できませんので、それを逆に県からの交付金という形で財源措置をしてもらうことで、実質的な税源移譲に対応することをやっていきたいと思います。

今、私、実務者の皆さんと話をしていると一番悩ましいのは、いっぱいある細かな事業のどれを移譲してどれを移譲しないんだという、ここにはまり込んでいくと大変であります。結論からいくと、じゃ、何ができないのかということだけ明らかにしていく。私は、今の段階では、警察行政以外は県から移譲してもらってもできるんじゃないかなというふうに思っていて、静岡県がそれをぜひやっていきたいと。

結論を申しますと、この特別自治市制度というのは、先ほど申しましたように、大都市を優遇するための政令市だけの制度ではないと。一定規模以上の中核市、特例市も含めて基礎自治体を自立させるための制度であるということをご認識いただきまして、この制度創設に向けて、国のほうでもぜひ取り組んでいただきたい、進めていただきたいということを申し上げて、私からの意見とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

神戸市長 鈴木市長、ありがとうございました。

最後に、上田札幌市長から発言をさせていただきます。上田市長、お願いいたします。

札幌市長 ありがとうございます。札幌市長の上田でございます。

大都市制度についてというくくりでお話し申し上げますが、私のほうでは、大都市の多様性という観点から、大都市が持つ役割という問題と住民自治について、2点についてお話を申し上げたいと思います。

先ほど大臣からもご指摘ありましたように、現在20市になっておりますこの政令指定都市でございますけれども、この20市は、規模とか歴史とか文化というものがそれぞれ異なっているわけでありまして、それであるがゆえに地域で果たすべき役割というのも違う。そういう特性を持った連合体であると思います。

札幌について申し上げますならば、明治2年、北海道開拓使が札幌にできたということでありまして、国費も集中的に札幌に投下されて開拓がされていったという歴史がございます。ということは、今192万人の人口になっておりますけれども、あらゆる都市機能がこの札幌に集中しているわけでありまして、これは北海道全体のためにこのまちがどう活用されるかということがまさに問題なわけでありまして、私どもはその歴史的な役割といったものを負っておるわけでありまして、古くから大都市であったまちと、こういう新しい140年余りの歴史の北海道の中における札幌の役割というのはおのずと違ってくる

ということもございます。そういう意味で、特別自治市という概念の中にも多様性があるということで、ぜひご検討していただきたいと思います。

そういう意味では、私たちの札幌市というのは、全道津々浦々にあります市や町や村に対してどのように都市が貢献できるか。そういう連携の中でまちづくりをし、そして北海道発展のために、この特別市、あるいは政令市の都市機能を生かしていく、そういうことに役立つような制度設計をしなきゃならないと考えているところでございます。それを実現するためには、まさにこの大都市札幌にしっかりとした権限があり、そしてまたそれを裏打ちする財源が保障されていることが最も大事なことであります。そういう意味で、多くの自治体の皆さん方が求められているような制度になりますことをご期待申し上げたいと思っております。

一方、市民自治の問題でございますけれども、大きなまちになりますと、当然住民の声、市民の声というのはなかなか行政に届きにくいこともあるわけでありまして、それを是正するためには、もうちょっと細分化した区の単位でより行政を強化していく、区の役割といったものを強化していくということも1つでありますし、市民自治というものを強化するためのさらなる見直しといったことも議論していかなきゃならないと思っております。

札幌がほかの自治体と違うところは、雪がたくさん降るまちでございます。年間6メートルからの降雪量がございます。除雪をするために150億円のお金を毎年支出するという特色のあるまちであります。それだけお金を使っても市民のニーズにはしっかりこたえきれない状況の中で、かえって雪をどうするかということについて市民がそれぞれ工夫をするということで、これを財産にしていこうと。大変な状況にある、苦悩が前面にあるとするなら、それを解決するために市民が考える力、そして行政がそれをまとめ上げていく力を住民自治、市民自治の材料にしていくという工夫を我々はしているわけあります。除雪事業者の皆さん方と町内会と行政が三者一体になりまして議論をして、メリハリのある除雪をすることでお金の使い方についても工夫をし、満足度の高い冬の生活をしようということを実現していくというのが我々の今の姿勢であります。

こういうことを積み重ねていくことが大変重要なことでありまして、制度によって自治というものが一様に決まっていくわけではなくて、やはり住民に最も密着した問題、例えば私どもは雪でありますけれども、ごみ処理の問題、ごみをどう減らしていくかというような問題はどこのまちでもあるわけでありまして、そういう問題を話し合い、そして自分

たちの問題だということで意識化していく。そういうことがこれからの市民自治にとって大変重要なことだろうと思います。

そのためには、身近に市民が集まることができる場所、札幌市の場合は87カ所まちづくりセンターというのをつくって、そこに町内会の皆さん方が集まり、あるいはいろんな活動をされている市民の皆さん方が集まって、まちづくりについて話し合うことができるということをやっておりますけれども、こういう特色をそれぞれのまちが生かしながら、それをまた国が財政的なサポートをすることによって、自治の実質をつくっていくことが大切ではないかなと考えているところでございます。

市民自治につきましては、全国一律で何か制度があればできるというものではないというふうに思います。いろんな歴史的な、あるいは地理的な状況の中で、それを上手に使いこなしていこうという市民の努力が萎えないようにするためには、決めることができる範囲を広げていく、そのことが何よりも大事だというふうに思っております。先ほど来お話がございました地制調での議論等々も踏まえまして、しっかりとした対策を皆さん方と一緒に考えてまいりたいと考えているところでございます。お時間いただきましてありがとうございます。

神戸市長 上田市長、ありがとうございました。

それでは総務大臣、この議題につきましてお願いいたします。

総務大臣 今いただきました意見を私なりに取りまとめて、数点にわたってお話をさせていただきます。

まず特別自治市につきましては、今、与野党 与野党と言ってもどこまで与野党と言っているのかですが、三会派によって法案も出してございまして、継続になっている法案がありますが、それは特別自治市ということに限定はしておりませんが、要はそれぞれの自治体がこうしたいということは、どうぞそれでやっていただきたいという趣旨の、極端なことを言えば、県から全部独立したいんだという市があれば、みんながそれでいいというのであればそうできるということも一応論理的には成り立つような法案を出しておりますので、これにつきましては私どもは思いは同じであるということでもあります。

ただ、先ほどから多様性、それぞれの政令市の違いというお話がありました。人口の違いというお話もありましたし、成り立ちの違いというお話もありました。これはすべてそ

う言えるんですね。それぞれのまちの経緯が違いますから、もともとあったまち、つくったまち、人口、そういうものを全部勘案して、さらに先ほどフェーズ1、2、3という話をされましたが、現在まだ国全体もフェーズ1の現状にあるんだろうというふうに思っております。ですから国としても、現行制度の中でどこまで着実に皆さん方の思いが実現できるのか。それが実現できた段階でその次の段階にどうやって進むのか。

結果として地域主権は、私は、我々の暮らしに関するいろんな行政は、基本的に基礎自治体が原則としてやる。どうしてもそれができないものが次の広域に移っていく。補完性の原理ということを言われていますが、それに基づいた国のあり方というものをどうやって模索をしていくのかということであろうと思っております。

私、せんだって調査会の西尾会長とじっくりお話しさせていただきまして、現段階で地域主権がどこまで進んでいるかと、非常に抽象的なことですがお尋ねしましたら、一応今我々が3次の一括、義務付け・枠付けはいつも出しておりますが、そういうのを通して、そして来年8月にとりあえず調査会の答申が出る、そこまで入れても半分ですかねというようなイメージをおっしゃっていました。だったら、そこまで行ったらその後の半分以上をどうやったら実現できるのか、こういう工程表を含めたことを一緒にやりたいですねというお話を私は私の思いでさせていただきましたが、そういう中で1つずつ着実に前に進んでまいりたいと今思っております。

それから、具体的な県費負担教職員制度の問題、都市計画区域の問題、都市計画決定の移譲等々につきましても、平成25年度中にすべての結論を出せという林市長からのお話がありますが、思いは受けとめさせていただいて、その調査会の結論が出るのが来年の夏でありますから、それら日程も踏まえて、今申し上げましたように、どう全体の調整を図りながら前へ進めていくのかということについて全力で取り組みをしていきたいと思っております。

私自身の思いはいろいろあるんですが、個人の思いだけで100年以上にわたって動いてきた国の仕組みが一朝一夕にすべてがらっと変わるものでもありませんので、とにかく我々政治行政に携わる者としては、マックス・ウェーバーが言ったように、粘り強く、あきらめずに着実に前に進むことが大事であろうと思っております。そういうことの1つの一里塚でも、私どもでつくれたらなと思っております。

それから、道州制につきまして、先ほど単語が出ましたので一言申し上げさせていただきたいと思いますが、私が冒頭あいさつで言いました20数年前、道州制という単語は、当

時は地域主権とまだ言うておりませんで、地方分権と言うておりました。だから地方分権イコール道州制、地方分権と言うても国民の皆さん方はイメージできない。地方分権とは何なんだ、わけわからぬというときに、道州制という単語を使ってイメージをしてもらおう。こういうことで道州制という言葉がかなり世の中で広まっていったという認識を私は持っております。おかげで、地方分権から地域主権という言い方によって、地域主権については今多くの国民の皆さん方がかなり理解をしていただいている。こういう段階に当たって、今度は我々が、1つの標語のようにして使っていた道州制という単語の意味を、もっと厳密に確定していかなければいけないのではないか。

今までは道州制というのは標語の段階でしたけれども、道州制というのは一体何なんだと。道州制というのは人によっていろいろイメージが違います。ある人に聞いた道州制のイメージと、こちらの人に聞く道州制のイメージが違います。かなり一致しているところもありますが、極端に違うのは、4層なのか3層なのか。こういうことも含めて、みんなてんでばらばらの統一されないイメージで道州制という標語を使っておられますから、この標語をいかに現実的に確定するのかという作業がこれから必要になるのではないかなと思っております。

最後に要らぬことを、余分なことを申し上げましたが、そんなことも含めて、政令市の皆さん方の貴重なご意見をいただいて、これから総務省の仕事に生かしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞご指導いただきますように、よろしくお願いいたします。

神戸市長 樽床大臣、どうもありがとうございました。

予定しておりました議題は以上でございます。時間も参ったようでございますので、まだ言い尽くせない点もあるうかと思いますが、このあたりで一応終わらせていただきたいと思います。

そして、指定都市がこれから地方全体を牽引する役目を果たしながら、みずからの目標に向かって進んでいきたいと考えてございます。

また、最後になりますけれども、政府税調の議論も始まっていくわけでございます、ことしも自動車の取得税、あるいは従量税の廃止ということが話題となっておりますけれども、大臣初め皆様には私どもの安定した地方の財政運営に尽力してくださることを期待してございますので、この点、よろしくお願い申し上げたいと思います。また今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。本日は本当にお忙しい中ありがとう

ございました。

司会 それでは、これもちまして本日の懇談会を締めくくらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時7分閉会